

5 基山町男女共同参画推進プラン策定委員会設置要綱

令和2年3月24日 告示第19号

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

第14条第3項の規定により基山町男女共同参画推進プラン（以下「プラン」という。）を策定するため、基山町男女共同参画推進プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、プランの策定に関し必要な事項を審議し、その結果を町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 住民の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から審議の結果を町長に報告したときまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第7条 委員長は、委員会の会議ごとに会議録を作成し、委員長が指名した委員1人とともに署名しなければならない。

(謝礼金)

第8条 町長は、委員の活動に要する費用として、予算の範囲内で謝礼金を支給することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、まちづくり課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。